

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第545号）

2021年4月13日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 直近の重要政策

財政政策

- 研究開発費用の税前追加控除政策の更なる改善に関する公告（財政部等、4/7）
- 増値税小規模納税者に対する増値税免除政策の明確化に関する公告（財政部等、3/31）

公共政策

- 上海浦東新区関連革新措置及び経験の普及・参考に関する国家発展改革委の通知（発展改革委員会、4/7）

金融政策

- 中国人民銀行公告[2021]第4号（中国人民銀行、4/2）
- インクルーシブ型小規模零細企業向け貸出の元利金返済猶予政策及び信用貸出支援政策の実施期間の更なる延長関連事項に関する中国人民銀行、銀保監会、財政部、発展改革委、工業・情報化部の通知（中国人民銀行等、4/1）
- 銀行間債券市場インフラ施設の対外開放サービスの更なる最適化、事中・事後管理の強化に関する中国人民銀行弁公庁の通知（中国人民銀行、3/31）
- 中国人民銀行公告[2021]第3号（中国人民銀行、3/31）

■ 注目トピックス

財政部等は4月7日、国務院（政府）の方針に基づき、製造業企業に対し企業所得税（法人税）から追加控除できる研究開発（R&D）費用の比率を従来の75%から100%に引き上げました。このほか、3月末には小規模納税者に対する増値税の課税最低限について、月間売上高15万元に引き上げると発表されました。当局は特定企業を対象とした税優遇策の強化により、景気回復の基盤や製造業の発展を下支えする姿勢を前面に打ち出しました。

上記法令の詳細については、次頁以降をご参照ください。

みずほ中国WeChat公式アカウント



中国内外の経済・ビジネス動向に関するレポートや、銀行からのご案内を発信しています。

財政政策

研究開発費用の税前追加控除政策の更なる改善に関する公告

(原文: 关于进一步完善研发费用税前加计扣除政策的公告)

財政部 稅務總局公告 2021 年第 13 号

財政部等 2021 年 4 月 7 日公布、2021 年 1 月 1 日實施

【主要内容】

- 製造業企業に対し企業所得稅（法人稅）から追加控除できる研究開発費用（無形資産を形成せず、当期損益に計上せず）の比率を100%とする。無形資産を形成する場合、無形資産の取得原価の200%をベースに減価償却を行う
- 製造業企業とは、製造業を主力事業とし、その売上高が当期の營業收入の50%以上を占める企業を指す
- 本公告は2021年1月1日にさかのぼって適用する

コメント: 李克強首相は、3月5日に全国人民代表大會（全人代）で政府活動報告を行った際、企業所得稅（法人稅）から追加控除できる研究開発費用の比率を100%に引き上げる方針を表明した。当局は製造業企業による研究開発への投資拡大を支援し、製造業の高度化を後押しする姿勢を見せた

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202104/t20210402_3680563.htm

増値稅小規模納稅者に対する増値稅免除政策の明確化に関する公告

(原文: 关于明确增値稅小規模納稅人免稅增値稅政策的公告)

財政部 稅務總局公告 2021 年第 11 号

財政部等 2021 年 3 月 31 日公布

【主要内容】

- 2021年4月1日~2022年12月31日、月間売上高15萬元以下の小規模納稅者に対し増値稅を免除する

コメント: 李首相は3月5日に政府活動報告を行った際、小規模納稅者に対する増値稅の課稅最低限となる月間売上高を従来の10萬元から15萬元に引き上げる方針を表明した。同公告はその方針に基づいたものである

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202103/t20210331_3679060.htm

公共政策

上海浦東新区關連革新措施及び經驗の普及・参考に関する国家發展改革委の通知

(原文: 国家發展改革委关于推广借鉴上海浦东新区有关创新举措和经验做法的通知)

發改地区 [2021] 345 号

發展改革委員會 2021 年 4 月 7 日公布

【主要内容】

- 上海浦東新区は自由貿易試驗区發足以来、改革試行措置を全国に先驅けて實施したうえで、他地域に

普及させてきた。今回は各地の国家級新区に対し、合計25項目の革新措置を導入する方針。主な内容は以下の通りである

- ① 「証照分離」改革¹を元に、「1業1証」の試行²、1つの業界への参入に係る複数の審査・承認事項を1枚の「総合許可証」へ統合するための条件を整える
- ② 企業に対しオンライン、1つの窓口（オフライン）による行政許可サービスの完全対応を推進する。顔認証や情報共有などを通じ遠隔での身元確認を行う
- ③ 1つの営業ライセンスにおける複数の営業場所の記載を可能とする。事業内容に変更なし、行政許可が不要な拠点を設ける場合、別途の設立登記は不要となる
- ④ 自主報告及び事前約束に基づいた「告知承諾制」を、生産許可やプロジェクトの投資審査等の分野に広く導入する
- ⑤ 中国（浦東）知的財産権保護センターの設立を参考に、知的財産権裁判所や区裁判所、区検察庁、仲裁機関、中国国際貿易促進委員会との連携により、知的財産権をめぐる法執行、権利保護、紛争解決をサポートする
- ⑥ 人民元・外貨一本化した自由貿易（FT）口座の利用により、人民元と外貨のクロスボーダー決済を実現し、資本取引の自由化に向けて制度革新を模索する
- ⑦ 永住権を取得した外国籍高度人材によるハイテク企業設立を認め、中国国籍者の起業と同様に扱う
- ⑧ 外国人就労許可の審査承認期間を12営業日から5日に短縮する。オンライン、1つの窓口で完全対応可能なサービスプラットフォームを構築する

コメント：同通知はビジネス環境の更なる改善を図り、規制緩和や行政スリム化改革の一環である

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202104/t20210407_1271796.html

金融政策

中国人民銀行公告〔2021〕第4号（銀行間債券市場債券取引流通関連公告の改訂）
（原文：中国人民銀行公告〔2021〕第4号（修訂銀行間債券市場債券交易流通有关公告））
中国人民銀行 2021年4月2日公布、5月6日実施

【主要内容】

- 債券市場による実体経済へのサポートを強化し、債券市場へのアクセスを更に利便化し、銀行間市場における債券取引・流通関連サービスを改善するため、中国人民銀行公告〔2015〕第9号の一部内容を改訂した。主な改訂内容は以下の通りである
 - ① 中央国債登記結算（CCDC。銀行間債券市場の証券決済機関）及び銀行間債券市場清算所は、全国銀行間コールセンター（CFETS）と直接接続（追加）したシステムを構築し、債券登記日に電子化の方式で債券取引・流通関連要素・情報の相互転送（追加）を行う
 - ② 債券取引・流通関連要素・情報の内容について、従来あった「債券格付け」、「発行体格付け」、「格付機関」、「繰り上げ返済」が削除された
 - ③ 発行体或いは引受主幹事はCFETSに対し、最初保有者リスト及び保有量、特定投資家（私募発行の場合）の範囲に関する資料を提供することが不要となる
 - ④ CFETSは全ての債券取引・流通関連要素・情報を受け取ってから1営業日以内に、債券取引・流通に向けて周到なサービス・準備（従来は手続き）を実施する
- 本公告は2021年5月6日より実施する

¹ 「証照分離」改革とは、各業界の主管部門発行の営業許可証と市場監督管理部門発行の営業ライセンスを分離することを指し、これにより企業設立や事業展開の効率化・簡素化を目指す。国務院は2015年12月から、浦東新区において3年間の「証照分離」改革試行を先行して実施した。その後2017年9月に全国の自由貿易試験区へ普及させた

² 「1業1証」とは、従来1つの業界に参入する際に複数の許可証が存在していたものを、1つの総合許可証に統合することを指す。国務院は2020年11月、インターネットコンテンツプロバイダー（ICP）、インターネットデータセンター（IDC）等の付加価値電信業務や、建設企業等の資格認定、監査法人の証券サービス業務展開など25項目に係る許可証の発行権限を浦東新区に移譲した

コメント：中国人民銀行は銀行間債券市場の取引制度の最適化に取り組み、債券の取引・流通効率の向上を図る

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4223306/index.html>

インクルーシブ型小規模零細企業向け貸出の元利金返済猶予政策及び信用貸出支援政策の実施期間の更なる延長関連事項に関する中国人民銀行、銀保監会、財政部、発展改革委、工業・情報化部の通知
(原文：中国人民银行 银保监会 财政部 发展改革委 工业和信息化部关于进一步延长普惠小微企业贷款延期还本付息政策和信用贷款支持政策实施期限有关事宜的通知)

銀発 [2021] 81号

中国人民銀行等 2021年4月1日公布・実施

【主要内容】

- 2021年4月1日から12月31日にかけて満期となるインクルーシブ型小規模零細企業向け貸出(1社への与信額が1,000万元以下の小規模零細企業ローン、個人事業主及び小規模零細企業オーナー向けの事業ローンを含む)の元利金返済の猶予につき、企業と銀行との話し合いにより、2021年12月31日までの延長が可能である
- 城市商業銀行、農村商業銀行、農村合作銀行、村鎮銀行、農村信用組合、民営銀行等の地方銀行が実行した返済猶予期間が6カ月以上のインクルーシブ型小規模零細企業向け貸出につき、人民銀行は金融政策ツールを通じ、貸出の元金の1%を奨励金として地方銀行に支給する。奨励金の総額は国務院が承認した枠を超えない
- インクルーシブ型小規模零細企業向け信用貸出支援政策の実施期間を2021年12月31日まで延長する。条件を満たす地方銀行(人民銀行により1~5レベル格付け)が2021年4月1日から12月31日にかけて提供したインクルーシブ型小規模零細企業向け信用貸出(期間が6カ月以上)につき、人民銀行は金融政策ツールを通じ、貸出の元金の40%を買い取る。買取資金の総額は国務院が承認した再貸付枠を超えない
- 貸出買取後、中国人民銀行はその貸出の管理を貸出元の銀行に委託する。購入した分の貸出利子は貸出元の銀行に帰する。貸倒損失も銀行により負担される。上記の貸出の買取資金について、貸出元の銀行は中国人民銀行の買取日から1年を経過した時点で、元の金額にて返還する
- 本通知は4月1日より実施する

コメント：中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会、財政部、発展改革委員会、工業・情報化部は昨年6月に、中小・零細企業向け貸出に対し、元利返済の猶予期限を延長するなど一連の支援策を打ち出した。支援策の実施期間の更なる延長を通じ、中小・零細企業へのサポート強化を図る

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/4081330/4081344/4081395/4081686/4222643/index.html>

銀行間債券市場インフラ施設の対外開放サービスの更なる最適化、事中・事後管理の強化に関する中国人民銀行弁公庁の通知

(原文：中国人民银行办公厅关于进一步优化银行间债券市场基础设施对外开放服务 加强事中事后管理的通知)

銀弁発〔2021〕34号

中国人民銀行 2021年3月31日公布

【主要内容】

- CFETS、CCDC、銀行間債券市場清算所は、域外機関投資家のニーズに応えるよう多様な取引、登記、保管、決済などの基本サービスを提供しなければならない
- CFETSは域外機関投資家が法人としてシステムへの接続を行い、管理人の名義で取引相手と成約することを支持する
- CCDC、銀行間債券市場清算所は、決済代理人から代理メイン口座の開設申請資料を全部受け取った日から3営業日以内に関連手続きを完了し、電子化の方式で決済代理人及び域外機関投資家に知らせなければならない
- 域外機関投資家は決済代理人が中国人民銀行に開設した預金口座を通じDVPの資金決済、決済代理人の代理メイン口座を通じDVPの債券決済を行うことが可能である
- 中国人民銀行上海本部は事中・事後管理を強化し、域外機関投資家に対し「通貫型」監視体制を構築し、域外機関投資家の業務展開状況を定期的に中国人民銀行に報告しなければならない

コメント：域外の機関投資家による中国本土の銀行間債券市場へのアクセスを便利にする一方、人民銀行上海本部等に対し「通貫型」監視体制（投資家識別コード制度）の導入や関連状況の定期報告も要請した

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/rmyh/105208/4220828/index.html>

中国人民銀行公告〔2021〕第3号

(原文：中国人民银行公告〔2021〕第3号)

中国人民銀行 2021年3月31日公布

【主要内容】

- 貸出業務を行う事業者は、ウェブサイト、モバイルアプリ、宣伝ポスターなどを通じPR活動を行う際、借入者に対し年率を明示しなければならない
- 貸出業務を行う事業者には、預金取扱金融機関、自動車金融会社、消費者金融会社及び貸出業務向け公告或いは宣伝サービスを提供するインターネットプラットフォームを含むが、これらに限定しない
- 貸出年率は、借入者から受け取る全ての貸出コスト及び実質的な貸出元本金額をベースに算出しなければならない。貸出コストは利息及び貸出と直接関係する諸費用を含まなければならない。貸出元本金額は融資契約書或いはその他の債権証書に明記しなければならない。元金分割返済の場合、每期返済後の元金残高をベースに実質的な貸出元本金額を算出する
- 貸出年率の計算につき、複利法或いは単利法を採用することが可能である。複利法は即ちIRR法（内部収益率法）である。単利法を採用する場合、単利であると明示しなければならない

コメント：貸出市場における良好な競争秩序を維持し、貸金業利用者の權益を保護することが目的。人民銀行幹部は様々な場で、金融機関に対し若者等への過剰貸付に注意を喚起し、また利用者に対してはインターネット金融業者等を経由した過剰な借入の抑制を呼び掛けている。高金利で業容を急拡大させてきた金融機関に神経尖らせる面も伺える

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4221375/index.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。